

機械設備工事及び電気設備工事に使用する

機器の製作者の登録に関する募集要項

(平成31年4月～令和6年3月)

平成31年4月26日
名古屋市上下水道局長

「名古屋市上下水道局(以下「当局」という。)が発注する機械設備工事及び電気設備工事により設置する機器」(以下「機器」という。)のうち、特に必要と認める主要機器については高い品質や確かな信頼性が要求されるため、下記により機器の製作者の登録募集を行います。

制度に関する詳細は、「機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者の登録に関する要綱」(以下「要綱」という。)によります。又、手続きに関する詳細は、「機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者の登録に関する要領」(以下「要領」という。)によります。

記

1. 指定品目

要綱の別表に掲げる機器の品目(以下「指定品目」という。)について、指定品目ごとに機器の製作者を登録します。当局が発注する機械設備工事及び電気設備工事における機器のうち指定品目については、登録した製作者の製品の中から使用するものとします。

2. 登録要件及び提出書類について

当局の機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者の登録要件は、要綱を、提出書類など手続きに関しては要領を、ご確認ください。要綱及び要領は、名古屋市上下水道局公式ウェブサイト(<http://www.water.city.nagoya.jp/>)に、掲載しております。

3. 登録申請に必要な申請書類の受付

(1) 受付場所

名古屋市上下水道局 技術本部 計画部 技術管理課
名古屋市昭和区福江二丁目9-30 名古屋市上下水道局福江ビル3F
(郵送による受付は行わない)

(2) 受付期間

本制度(期間:平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)への登録を希望する申請者は、月曜～金曜日(休日及び12月29日から1月3日までの日を除く)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに提出してください。

4. 審査期間

有効な申請書類を受理した日から機器の製作者の登録の通知を行うまでに要する期間は、概ね2ヶ月とします。

5. 通知

申請者には、機器製作者登録審査結果通知書で審査結果を通知します。なお、登録された登録機器製作者の登録有効期間は、登録日から令和6年3月31日とします。

6. その他

- (1)登録申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)は、日本語で作成してください。
- (2)申請書類の作成に要する費用は、申請者の負担となります。
- (3)提出された申請書類は、返却しません。
- (4)申請者は、申請書類 をA4判のファイル (インデックス付)に綴じて1部提出すること。

7. 問い合わせ先

名古屋市上下水道局 技術本部 計画部 技術管理課 施設基準係

TEL:052-889-4794